

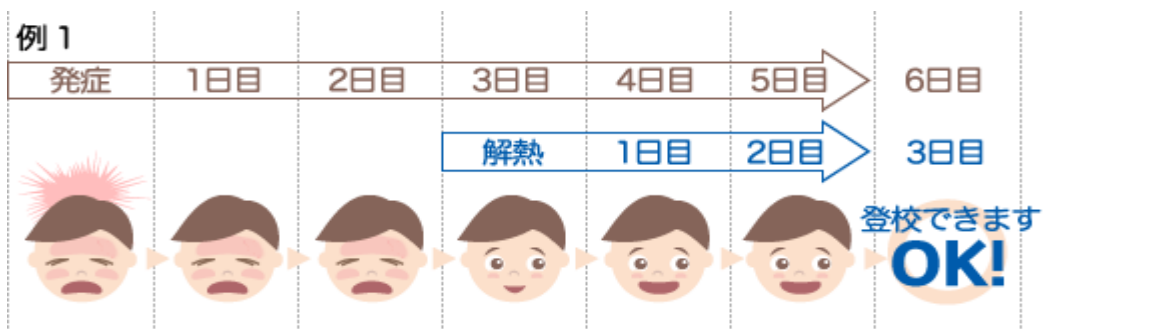
インフルエンザの出席停止期間の数え方

【学校保健安全法第19条（平成24年度より出席停止基準が変更された）】

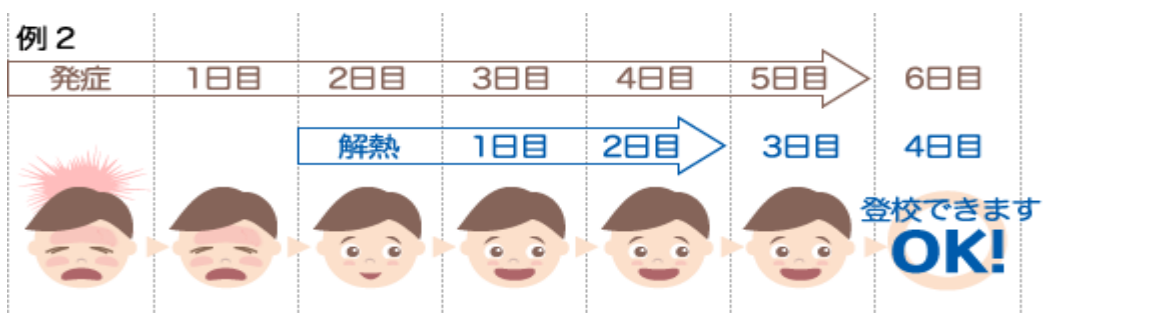
○インフルエンザ発症後、学校へ登校可能になるには下記の2つの条件を両方、満たさないといけません。

- 解熱後2日が経過していること
- 発症後5日が経過していること

○発症とは発熱の症状が現れたことを指します。日数の数え方は発熱が始まった日は含まず、翌日からを発症第1日目と考えます。



この場合、発症後6日目に登校できます。



この場合、解熱して2日経過しても、発症後5日が経過していない為、すぐには登校できません。発症後6日目に登校できます。



この場合、発症後5日が経過しているでも、解熱後2日が経過していない為、すぐには登校できません。発症後7日目に登校できます。

(村野小児科アレルギー科 HP より)